

定款変更の手引き

岡山市 保健福祉局 高齢福祉部 高齢者福祉課

令和2年5月

定款変更の手引き 目次

1 定款変更にあたっての留意事項	1
1.1 定款変更の認可申請について	1
1.2 定款変更の届出について	1
1.3 法令・通知等の確認	1
1.4 議事録等の原本証明・抄本	1
2 定款変更認可申請	2
2.1 事業の追加	2
2.1.1 社会福祉事業追加の要件	2
2.1.2 公益事業追加の要件	2
2.1.3 収益事業追加の要件	2
2.2 事業（目的）の廃止	2
2.3 役員定数の変更	3
2.3.1 役員定数の主な要件	3
2.4 基本財産の変更	4
3 定款変更届出	4
3.1 事務所所在地の変更	4
3.2 基本財産（土地・現金・建物）の増加	4
3.3 広告の方法の変更	4
4 基本財産処分承認の申請	4
4.1 基本財産の処分承認申請が必要な場合の例	4
4.2 基本財産の処分承認の要件	4
5 基本財産担保提供	5
5.1 基本財産担保提供承認について	5
5.2 基本財産担保提供承認の要件	5
別表（申請・届出時添付書類）	6
定款変更の手続き順序（例）	8

1 定款変更にあたっての留意事項

1.1 定款変更の認可申請について⇒2 定款変更認可申請

理事会及び評議員会の決議があっても、届出事項を除き、所轄庁の認可を得なければ効力が生じないため、申請には時間に余裕を持ち、効力を発生させたい時期のおおよそ 2 か月前には申請を行うようにしてください。

(社会福祉法第45条の36第2項)

1.2 定款変更の届出について⇒3 定款変更届出

理事会及び評議員会の決議により効力を生じますが、定款の変更を行った後に遅滞なく提出してください。届出を怠ると、過料が科せられる場合があります。

(社会福祉法第133条第4号)

1.3 法令・通知等の確認

定款変更等の申請・届出に当たっては、関係の法令・通知を確認し、必要に応じて事業所管課等の関係機関に事前協議を行ってください。

1.4 議事録等の原本証明・抄本

資料として議事録の写し、贈与契約書の写し等を添付する場合は、必ず原本証明を行ってください
(例) 原本の写しに相違ないことを証明する。

年 月 日
社会福祉法人 ○○○○
理事長 ●● ●● 印

添付する議事録等が大量になる場合は、関係部分の抄本でも構いません。この場合、抄本である旨の証明を行ってください。

(例) 本書は、 年 月 日開催の理事会(評議員会)議事録の抄本であることを証明する。
年 月 日
社会福祉法人 ○○○○
理事長 ●● ●● 印

また、議事録については、開催日時、出席者、議事録署名人を記載したページ及び議事録署名人が署名捺印を行ったページについては省略しないでください。

2 定款変更認可申請

2.1 事業の追加

社会福祉法人が行う事業は「社会福祉事業」「公益事業」「収益事業」に分けられます。

2.1.1 社会福祉事業追加の要件

- ① 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業であること。
- ② 事業計画及び建設計画等が、法令通知に定める要件を満たしていること。
- ③ 事業に必要な資産が確保されていること。
- ④ 当該社会福祉事業を適正に経営できる職員構成となっていること。

2.1.2 公益事業追加の要件

- ① 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
具体例は「社会福祉法人の認可について」（審査要領）2公益事業を参照のこと。
（平成12年12月1日障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号）
- ② 当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ③ 当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。
- ④ 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- ⑤ 公益事業において剰余金が生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業にあてること。
- ⑥ 他の資産と明確に区分し管理できるものであること。

2.1.3 収益事業追加の要件

- ① 法人の社会的信用を傷つける恐れがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。
- ② 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- ③ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ④ 当該法人の行う社会福祉事業に対して従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業は認められないこと。
- ⑤ 他の資産と明確に区分し管理できるものであること。

2.2 事業（目的）の廃止

定款変更に係る評議員会の議決後、速やかに申請を行ってください。

なお、補助金を使用して整備した施設の廃止や転用等にあたっては、定款変更を行う前に財産処分や補助金返還の手続きが必要となる場合があります。補助金額や経過年数等を調査のうえ、補助元（市、県、国等）に確認を行ってください。

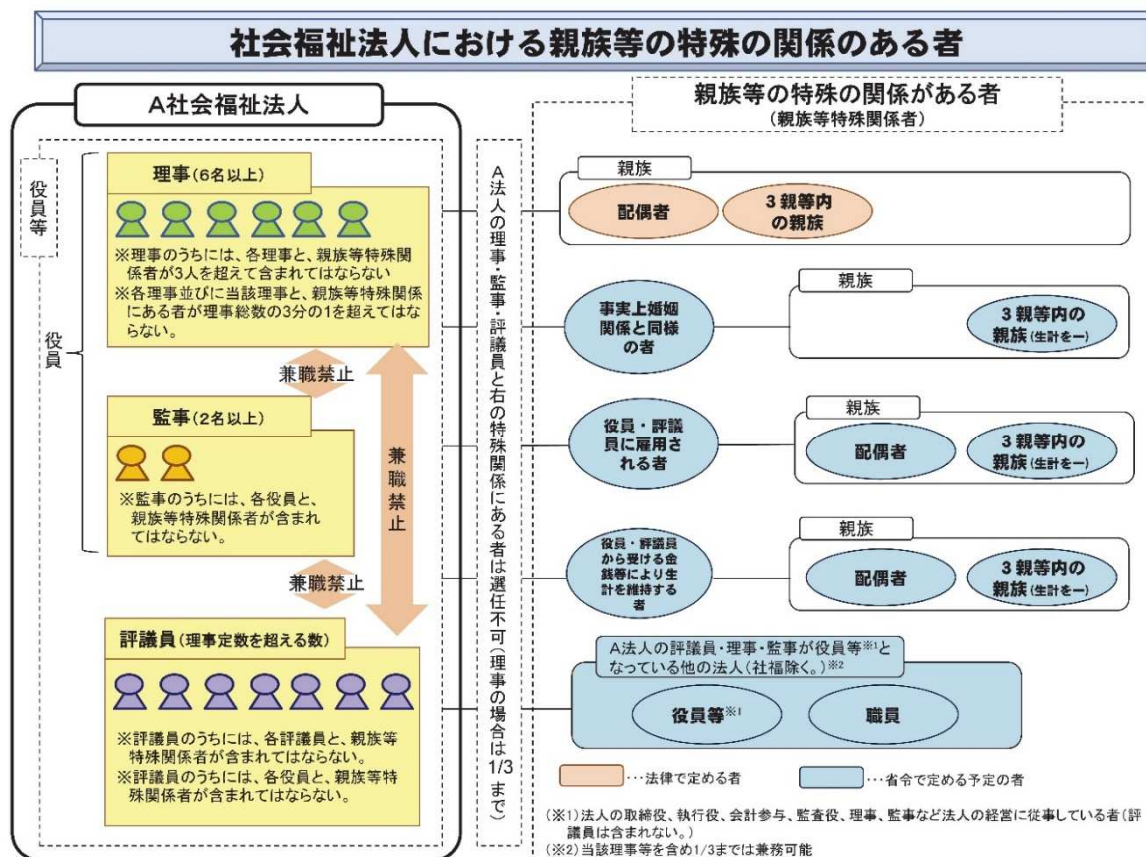
2.3 役員定数の変更

定款変更後の役員等の構成が、法令通知の基準に合致していることが必要です。

2.3.1 役員定数の主な要件

- ① 変更後の役員等の定数が、理事については6名以上、監事については2名以上、評議員については理事の員数を超える数となっていること。
- ② 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下（4）において「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならないこと（社会福祉法第44条第6項及び施行規則第2条の10）。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人であること。
- ③ 評議員には、各評議員又は各役員等の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと（社会福祉法第40条第4項及び第5項並びに施行規則第2条の7及び第2条の8）。
- ④ 評議員の数は、理事の員数を超える数とすること（法第40条第3項）
- ⑤ 監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができないこと（社会福祉法第44条第2項）。
- ⑥ 監事は、2人以上でなければならないこと（社会福祉法第44条第3項）。
- ⑦ 監事には、各役員等の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととしている（社会福祉法第44条第7項及び施行規則第2条の11）。

図1 特殊関係者の例（厚生労働省平成28年 社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料より引用）



2.4 基本財産の変更

- ① 基本財産の処分を行おうとする場合には、事前に基本財産処分承認を受けていなければなりません。(⇒4 基本財産処分の申請)
- ② 土地の追加、建物の増築・追加等、既存の基本財産には全く変動を生じない場合には、3.2 基本財産の増加を参照ください。
- ③ 理事会で基本財産処分及び定款を変更について具体的に承認を得ていることが必要です。

3 定款変更届出

3.1 事務所所在地の変更

評議員会決議、事務所所在地の変更登記が終了したのち速やかに提出してください。
※主たる事務所は、原則として法人が経営する施設内に置いてください。

3.2 基本財産（土地・現金・建物）の増加

評議員会決議、変更登記が終了したのち速やかに提出してください。

3.3 広告の方法の変更

評議員会決議後、速やかに提出してください。

4 基本財産処分承認の申請

4.1 基本財産の処分承認申請が必要な場合の例

- ① 取り壊し、売却、譲渡、貸与する場合
- ② 基本財産を公益・収益事業用財産へ変更する場合
- ③ 基本財産（基金）を取り崩す場合

基本財産の処分に該当するため、処分する前に所轄庁の承認を得る必要があります。
基本財産の処分の承認は、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を行うようにして下さい。

4.2 基本財産の処分承認の要件

- ① 基本財産処分が必要やむをえないものと認められること。
- ② 基本財産処分が妥当であると認められること。
- ③ 処分後も事業に必要な資産が確保されており、事業経営に支障が生じないこと。

5 基本財産担保提供

5.1 基本財産担保提供承認について

社会福祉法人が基本財産を担保に供しようとするときは、所轄庁の承認を受ける必要があります。ただし定款において、以下の①～③の事項について所轄庁の承認を必要としない旨を定めている場合には、承認を受ける必要はありません。

- ① 独立行政法人福祉医療機構に対して担保提供を行う場合
 - ② 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して担保提供を行う場合
 - ③ 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合
- ※既に担保として提供している物件の変更を行う場合は、所轄庁の承認が必要です。
※担保権が根抵当権の場合は認められません。

5.2 基本財産担保提供承認の要件

- ① 「担保提供の目的の妥当性」とは、法人の役員や役員の経営する会社等の債務の担保に供するなど、当該法人の事業とは無関係の目的で行う担保提供であってはならず、借入金の目的は社会福祉事業に充てられるべきものであること。
- ② 「担保提供の必要性」とは、国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込めないこと、基本財産以外に処分しうる財産が存在しないこと等の理由により、基本財産の担保提供を行う以外に適当な資金調達の手段がないこと。
- ③ 「担保提供方法の妥当性」とは、当該担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められること。また、担保提供の承認の対象となる借入先が、地方公共団体、社会福祉協議会のほか、確実な民間金融機関を含むものであること。
- ④ 「担保提供に係る意思決定の適法性」とは、定款所定の手続を経ていること。

別表（申請・届出時添付書類）

表の添付書類は一例であり、内容によりこの他にも書類の提出を依頼する場合があります。詳細については事前にお問い合わせください。

表1 定款認可申請・届出関係

申請書類	主な変更事項	認可申請(全ての書類を2部提出)				届出(1部提出)		
		事業(目的)の追加	事業(目的)の廃止	役員定数の変更	基本財産の変更	事務所所在地の変更	基本財産の増加	公告方法の変更
1	定款変更認可(届出)申請書	○	○	○	○	○	○	○
3	新定款	○	○	○	○	○	○	○
4	旧定款	○	○	○	○	○	○	○
5	理事会、評議員会議事録 (定款変更について審議したもの)	○	○	○	○	○	○	○
6	新規事業用財産に関する書類 (価格、権利の所属がわかるもの)	○	-	-	-	-	-	-
7	新規事業の事業計画書及び収支予算書(2年分)	○	-	-	-	-	-	-
8	新規事業の指定通知 (指定が必要な事業のみ)	○	-	-	-	-	-	-
9	廃止する事業の用に供している財産の処分方法を記載した書類	-	○	-	-	-	-	-
10	法人登記簿謄本	-	-	-	-	○	-	-
11	残高証明書又は不動産登記事項証明書	-	-	-	-	-	○	-
12	原本証明	○	○	○	○	○	○	○

表2 基本財産処分・担保提供承認申請関係

主な変更事項 申請書類		基本財産処分承認申請(全ての書類を2部提出)			担保提供承認申請(全ての書類を2部提出)			備考
		不動産の売却等	建物の取り壊し	現金(基金)の取崩し	施設建設等及び不動産購入資金の借入	運営(運転)資金の借入	担保物件の変更	
1	基本財産(処分・担保提供)承認申請書	○	○	○	○	○	○	
2	理事会、評議員会議事録 (該当の申請について審議したもの)	○	○	○	○	○	○	
3	財産目録	○	○	○	○	○	○	
4	不動産登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	
5	資金計画書	—	—	—	○	○	○	融資証明及び決算書を添付
6	償還計画表	—	—	—	○	○	○	
7	残高証明書	—	—	○	—	—	—	
8	不動産の価格評価書	○	—	—	—	—	—	
9	売買価格等を証する書類	○	—	—	—	—	—	
10	売却金等の使途計画書	○	—	○	—	—	—	
11	図面	○	○	—	—	—	—	

定款変更の手続き順序（例）

※問い合わせや間違いの多い内容について記載しています。

（１）補助金を使用して整備した社会福祉事業を廃止し、補助金返還が必要となる場合

手続き順序	内容	手続き相手
①財産処分	補助を受けて整備した財産を他の用途に使用するための手続き。経過年数等により補助金返還が必要となる。	補助元（国、県、市等）
②基本財産処分	法人の基本財産から対象の財産を除くもの。	法人所轄庁
③定款変更	定款上の事業の削除や基本財産の記載変更を行うもの。	法人所轄庁

（２）所轄庁の認可が必要な事業を追加する場合

手続き順序	内容	手続き相手
①事業開始の承認	事業所轄庁の承認を受けていること。 ただし事業の承認にあたり先に定款変更が必要な場合等は応相談。	事業の所轄庁 （国、県、市等）
②定款変更	定款上の事業を追加するもの。 また、事業開始にあたり基本財産の追加を行う場合は併せて変更すること。（開始する事業が既に定款に記載されている場合は、基本財産追加の届出のみとなる）	法人所轄庁

（３）理事、評議員、監事の変更

定款上の手続きや届出は不要。

ただし理事長変更については、岡山市から補助金の支給を受ける予定がある場合は債権者登録の変更申請が必要になる場合があるため、補助元課に確認すること。